

Radiata Increase



FP3級

実技

保険顧客資産相談業務

過去問解説

2024 年 1 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・FP試験教材『最短最速合格ガイド』は、毎回試験に出ている問題をまとめスピード合格するための教材です。

・『最短最速合格ガイド』の詳細は下記のページからご覧ください。

<https://www.radiata-increase.com/shop>



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（41歳）は、飲食店を営んでいる個人事業主である。Aさんは、大学卒業後に入社した食品メーカーを退職した後、現在の飲食店を開業した。店の業績は、堅調に推移している。

最近、Aさんは、老後の収入を増やすことができる各種制度を活用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんに関する資料〉

(1) 生年月日 ： 1982年 7 月19日

(2) 公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

大学卒業後から10年間（120月）、厚生年金保険に加入。その後は国民年金の保険料を納付している。

20歳	22歳	32歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 33月	厚生年金保険 被保険者期間 120月	国民年金 保険料納付済期間 327月	

※Aさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、〈Aさんに関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額(2023年度価額)を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) $795,000\text{円} \times \frac{327\text{月}}{480\text{月}}$

2) $795,000\text{円} \times \frac{447\text{月}}{480\text{月}}$

3) $795,000\text{円} \times \frac{447\text{月} + 33\text{月} \times \frac{1}{3}}{480\text{月}}$

【答え】

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$795,000 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

[本問の場合]

20歳	22歳	32歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 33月	厚生年金保険 被保険者期間 120月	国民年金 保険料納付済期間 327月	

・20歳から22歳まで未加入期間がありますので、
保険料納付済期間は $480 \text{ 月} - 33 \text{ 月} = 447 \text{ 月}$ となります。

$795,000 \text{ 円} \times 447 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 740,343.75 \text{ 円}$
(万円未満四捨五入) = 740,343円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、2

《問2》次に、Mさんは、老後の収入を増やすための各種制度について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが国民年金の付加保険料を納付して、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、『 $400\text{円} \times \text{付加保険料納付済期間の月数}$ 』の算式で計算した額を付加年金として受け取ることができます」
- 2) 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金の老齢年金は、終身年金ではなく、5年もしくは10年の確定年金となります」
- 3) 「国民年金の第1号被保険者は、国民年金基金に加入することができますが、国民年金基金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付することができません」

【答え】

1)不適切

●付加年金(付加保険料)

自営業者など国民年金の第1号被保険者を対象に国民年金の保険料に加えて付加保険料を納めることで受け取る年金を付加年金といいます。

付加年金の額は、月額保険料400円を国民年金の保険料に上乗せし納付し、**200円×保険料納付済期間**が老齢基礎年金に加算されます。

2)不適切

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)とセットで自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

●1口目

- ・「**終身年金A型**」「**終身年金B型**」のいずれかを選択します。
- ・終身年金A型は保証期間があり、年金受給前または保証期間中に亡くなった場合、遺族に一時金が支給されます。
- ・1口目は途中で減額したり、型を変更することはできません。
- ・50歳未満の方が誕生月以外に加入した場合、加入の翌月から次の年齢に達するまでの月数に応じた額が年金額に加算されます。

●2口目以降

- ・終身年金A型、終身年金B型のほかに、受給期間が定まっている確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型から選択できます。

3)適切

国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、国民年金基金に加入した場合、付加年金と同時加入はできず、国民年金の付加保険料を**納付することはできません**。

したがって正解は、3

《問3》最後に、Mさんは、確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんが個人型年金に加入した場合、拠出することができる掛金の限度額は、年額(①)円となります。拠出した掛金は、所得控除の対象となり、運用益は課税されません。個人型年金の老齢給付金は、60歳到達時点で通算加入者等期間が(②)年以上ある場合、60歳から受け取ることができます。個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります。また、個人型年金の実施機関である(③)に対して、加入時に2,829円、掛金拠出時に収納1回当たり105円の手数料を支払うほか、運営管理機関等が定める手数料を負担する必要があります」

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| 1) ① 816,000 | ② 10 | ③ 国民年金基金連合会 |
| 2) ① 276,000 | ② 5 | ③ 国民年金基金連合会 |
| 3) ① 276,000 | ② 10 | ③ 企業年金連合会 |

【答え】

①

Aさんは個人自営業主で、第1号被保険者ですので、年額816,000円が拠出限度額になります。

②

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1月以上	65歳から

個人型の確定拠出年金を60歳から受給するためには、通算加入者等期間は10年以上です。

③

個人型の確定拠出年金は、国民年金基金連合会が運営主体です。

したがって正解は、1

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（54歳）は、会社員の妻Bさん（53歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には子が1人いるが、既に結婚して独立している。

Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から終身介護保険の提案を受けたことを機に、要介護状態になった場合の保障を充実させたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類 ： 無配当終身介護保険

月払保険料 ： 6,700円（全額が介護医療保険料控除の対象）

保険料払込期間 ： 終身払込（注1）

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・受取人 ： Aさん

指定代理請求人 ： 妻Bさん

主契約の内容	保障金額	保険期間
終身介護年金（注2）	年額60万円	終身

特約の内容	保障金額	保険期間
介護一時金特約（注2・3）	一時金100万円	終身
指定代理請求特約	—	—

（注1） 保険料払込期間は、契約時に有期払込を選択することができる。

（注2） 公的介護保険制度の要介護3以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注3） 介護一時金が支払われた場合、介護一時金特約は消滅する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、公的介護保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「公的介護保険の保険給付を受けるためには、市町村(特別区を含む)から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」
- 2) 「公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険の保険給付は受けられません」
- 3) 「公的介護保険の第2号被保険者が、公的介護保険の保険給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用の3割を自己負担する必要があります」

【答え】

『公的介護保険』

公的介護保険は、要介護・要支援の認定を受け、介護サービスを受けられる制度です。

保険者	市区町村が運営主体	
区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	原因を問わず 要介護・要支援になった人	老化に起因する特定疾病により 要介護・要支援になった人

1)適切

公的介護保険は市区町村が運営主体です。

2)適切

公的介護保険の第2号被保険者は老化に起因する特定疾病により要介護・要支援者になった人です。

3)不適切

公的介護保険の第2号被保険者の自己負担は原則1割負担です。

したがって正解は、3

《問5》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「保険料払込期間を終身払込から有期払込にした場合、毎月の保険料負担は減少し、保険料の払込総額も少なくなります。保険料払込期間是有期払込を選択することを検討してはいかがでしょうか」
- 2) 「介護保障を準備するうえでは、目的に応じて保障内容を組み立てることが大切です。例えば、自宅の増改築費用は一時金タイプで準備し、毎月の介護費用は年金タイプで準備することなどが考えられます」
- 3) 「保険会社所定の認知症の状態に該当した場合や、身体障害者福祉法に連動して保険金・給付金が支払われる保険商品もあります。複数(他社)の保険商品の保障内容や保険料水準を確認することをお勧めします」

【答え】

1)不適切

・終身払い

保険料を被保険者が死亡するまで支払続ける方法のこと。

・有期払い

保険料の支払いが一定年齢または一定期間で満了する方法のことで、
終身払いに比べて、有期払いの方が、月々の保険料負担は大きくなります。

2)適切

公的介護保険は、現物給付ですが、民間の介護保険は、現金給付となります。

一時金タイプや年金タイプなどがあり、状況に合わせて選択することができます。

3)適切

本問の通り、

民間の介護保険では、認知症に対する保障などは、身体障害者福祉法の
障害等級に連動して保険金が支払われる商品もあります。

したがって正解は、1

《問6》最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「当該生命保険の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。適用限度額は、所得税で40,000円、住民税で28,000円となります」
- 2) 「Aさんが終身介護年金を受け取る場合、当該年金は非課税所得として扱われます」
- 3) 「指定代理請求特約により、妻BさんがAさんに代わって受け取る介護一時金特約の一時金は、一時所得として総合課税の対象となります」

【答え】

1)適切

《新制度》2012年1月1日以後	
全体の所得控除限度額	所得税 12万円 住民税 7万円
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円

介護医療保険料控除は所得税 4 万円・住民税 2.8 万円が控除限度額です。

2)適切

不慮の事故や病気などにより受け取る保険金等は、非課税です。

3)不適切

指定代理請求制度は、受取人と被保険者が同一の契約の場合、保険金等を請求できない場合契約者があらかじめ指定代理請求人を指定し、受取人の代理とすることができます。

指定代理請求特約により妻 B さんが A さんによって変わって受け取ることができ、A さんが受け取る時と同じく非課税取得となります。

したがって正解は、3

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（48歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社は、現在、役員退職金の準備を目的として、下記の〈資料1〉の生命保険に加入している。

Aさんは先日、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、下記の〈資料2〉の生命保険の提案を受けた。

〈資料1〉 X社が現在加入している生命保険に関する資料

保険の種類	: 5年ごと利差配当付長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2015年6月1日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
死亡・高度障害保険金額	: 1億円
保険期間・保険料払込期間	: 98歳満了
年払保険料	: 230万円
65歳時の解約返戻金額	: 4,950万円
65歳時の払込保険料累計額	: 5,750万円
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	

〈資料2〉 Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類	: 無配当特定疾病保障定期保険（無解約返戻金型・特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
死亡・高度障害・特定疾病保険金額	: 5,000万円
保険期間	: 10年（自動更新タイプ）
年払保険料	: 50万円
※死亡・所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間(勤続年数)を25年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,425万円
- 2) 1,500万円
- 3) 2,850万円

【答え】

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除は、上記の計算式で計算した額に+100万円をした額となります。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数25年です。

$$70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 1,150\text{万円}$$

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

[本問の場合]

$$(4,000\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 1,425\text{万円}$$

したがって正解は、1

《問8》 Mさんは、〈資料1〉および〈資料2〉の定期保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「〈資料1〉の定期保険の単純返戻率(解約返戻金額÷払込保険料累計額)は、保険始期から上昇し、保険期間満了直前にピークを迎えます」
- 2) 「〈資料1〉の定期保険をAさんが65歳のときに解約した場合、解約時点における払込保険料累計額と解約返戻金額との差額を雑損失として経理処理します」
- 3) 「〈資料2〉の定期保険は、〈資料1〉の定期保険のようなキャッシュバリューは期待できませんが、X社が受け取る特定疾病保険金は、Aさんががん等の治療で不在の間、事業を継続させるための資金として活用することができます」

【答え】

1)不適切

長期平準定期保険の単純返戻率は、保険期間の途中でピークを迎え、満期に近づくにつれ逡減していき、満期時には 0 になります。

2)不適切

●長期平準定期保険

[経理処理]

2019 年 7 月 7 日以前に契約した長期平準定期保険では、前半 6 割の期間は、払込保険料の 2 分の 1 を損金へ、残りの 2 分の 1 は前払保険料として資産計上されます。

[解約時]

資産計上していた前払い保険料を取り崩し、受け取った解約返戻金相当額と資産計上している前払い保険料の差額は、雑収入または雑損失として計上します。

[本問の場合]

●解約返戻金(現金収入) 4,950 万円

●既払込保険料のうち資産計上される額(X 社が解約時まで支払った保険料の累計額 5,750 万円のうち解約時に取り崩す資産計上額 1/2)

5,750 万円 $\times$ 1/2 = 2,875 万円

●よって、

借方に解約返戻金 4,950 万円

貸方に前払い保険料(資産計上額) 2,875 万円を記載します。

●解約返戻金 4,950 万円 - 前払い保険料 2,875 万円 = 差額 2,075 万円
雑収入として貸方に 2,075 万円を記載します。

借方	貸方
現金 4,950 万円	前払保険料 2,875 万円
	雑収入 2,075 万円

3)適切

〈資料 2〉 A さんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類 : 無配当特定疾病保障定期保険 (無解約返戻金型・特約付加なし)

契約者 (=保険料負担者) : X 社

被保険者 : A さん

死亡保険金受取人 : X 社

死亡・高度障害・特定疾病保険金額 : 5,000 万円

保険期間 : 10 年 (自動更新タイプ)

年払保険料 : 50 万円

※死亡・所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん (悪性新生物) と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。

〈資料 2〉は、無解約返戻金型ですので、解約返戻金 (キャッシュバリュー) は期待できません。

保険金受取人が、X 社 (法人) とする保険では、保険金を会社の運転資金に充てることは可能です。

したがって正解は、3

《問9》〈資料2〉の定期保険の第1回保険料払込時の経理処理(仕訳)として、次のうち 最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
定期保険料	50万円	現金・預金	50万円

2)

借 方		貸 方	
定期保険料	20万円	現金・預金	50万円
前払保険料	30万円		

3)

借 方		貸 方	
保険料積立金	50万円	現金・預金	50万円

【答え】

〈資料 2〉 A さんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類 : 無配当特定疾病保障定期保険 (無解約返戻金型・特約付加なし)

契約者 (= 保険料負担者) : X 社

被保険者 : A さん

死亡保険金受取人 : X 社

死亡・高度障害・特定疾病保険金額 : 5,000 万円

保険期間 : 10 年 (自動更新タイプ)

年払保険料 : 50 万円

※死亡・所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん (悪性新生物) と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。

〈資料 2〉は、無解約返戻型で、掛け捨て型の保険となります。
年分に支払った保険料全額を損金算出することができます。

資産計上額は 0 円となるため、貸方:現金・預金がそのまま借方:定期保険料 50 万円となります。

よって、借方には定期保険料:50 万円と記載します。

したがって正解は、1

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (52歳) : 会社員

妻Bさん（49歳）：パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。

長男Cさん（20歳）：大学生。2023年中の収入はない。長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料はAさんが支払っている。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与所得の金額 : 520万円

(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月 : 2014年7月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 600万円

正味払込保険料 : 500万円

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 545万円
- 2) 570万円
- 3) 620万円

【答え】

- ・総所得金額は、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のこと
- ・損益通算は、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与所得の金額 : 520万円
- (2) 一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | : 2014年7月 |
| 契約者(=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : 600万円 |
| 正味払込保険料 | : 500万円 |

給与所得と一時所得(終身保険の解約返戻金)は総合課税です。

●給与所得

給与所得=520万円

●一時所得(一時払変額個人年金保険の解約返戻金)

一時所得=総収入額(解約返戻金額)-総支出額(正味払込保険料)-特別控除50万円

600万円-500万円-50万円=50万円

総所得金額に算入する場合は、1/2した値となります。

50万円×1/2=25万円

[総所得金額]

520万円+25万円=545万円

したがって正解は、1

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「妻Bさんの合計所得金額は(①)万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(②)万円です」

ii)「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(③)万円です」

- | | | | | | | |
|----|---|-----|---|----|---|----|
| 1) | ① | 38 | ② | 26 | ③ | 63 |
| 2) | ① | 48 | ② | 38 | ③ | 63 |
| 3) | ① | 103 | ② | 38 | ③ | 48 |

【答え】

①

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が① 48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

②

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の人)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

Aさんの合計所得金額は900万円以下で、一般の控除対象配偶者となり、配偶者控除額は② 38万円となります。

③

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

長男 Cさんは20歳で収入がないため、特定扶養者として③ 63万円の控除となります。

したがって正解は、2

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが2023年中に支払った長男Cさんの国民年金の保険料は、その全額を社会保険料控除として総所得金額から控除することができます」
- 2) 「Aさんは、総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」
- 3) 「所得税の確定申告書は、原則として、2024年2月16日から3月31日までの間にAさんの住所地を所轄する税務署長に提出してください」

【答え】

1)適切

社会保険料控除は、生計を一にする親族のために支払った金額も控除対象となります。

2)適切

給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える場合、確定申告が必要となります。

3)不適切

所得税の確定申告書は、所得があった年の翌年2月16日から3月15日までに住所地の所管税務署長に提出します。

したがって正解は、3

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（67歳）の推定相続人は、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんの3人である。

Aさんは、妻Bさんには相応の現預金を、長男Cさんには自宅および自宅に隣接する賃貸アパートを相続させたいと考えており、遺言書の作成を検討している。

〈Aさんの推定相続人〉

妻Bさん（66歳）： Aさんと自宅で同居している。

長男Cさん（42歳）： 会社員。妻と子があり、Aさん夫妻と同居している。

二男Dさん（39歳）： 会社員。妻と子の3人で戸建て住宅（持家）に住んでいる。

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

現預金： 4,000万円

自宅（敷地330㎡）： 7,000万円（注）

自宅（建物）： 1,000万円

賃貸アパート（敷地300㎡）： 5,000万円（注）

賃貸アパート（建物）： 3,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類： 一時払終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

死亡保険金額： 1,500万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続が現時点(2024年1月28日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が9,600万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 1,320万円
- 2) 1,380万円
- 3) 2,180万円

〈資料〉 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円

【答え】

[課税遺産総額]

課税遺産総額=9,600 万円

[相続税の総額の基となる税額]

法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

本問の法定相続分は、妻 B さん 1/2・長男 C さん 1/4・二女男さん 1/4

・妻 B さん

9,600 円万円 $\times$ 1/2=4,800 万円

4,800 万円 $\times$ 20%-200 万円=760 万円

・長男 C さん

9,600 円万円 $\times$ 1/4=2,400 万円

2,400 万円 $\times$ 15%-50 万円=310 万円

・二男 D さん

9,600 円万円 $\times$ 1/4=2,400 万円

2,400 万円 $\times$ 15%-50 万円=310 万円

[相続税の総額]

760 万円+310 万円+310 万円=1,380 万円

したがって正解は、2

《問14》 遺言等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局(遺言書保管所)に保管することができます。法務局(遺言書保管所)に保管された自筆証書遺言は、相続開始後、相続人が遅滞なく、家庭裁判所に提出して、その検認の請求をしなければなりません」
- 2) 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 3) 「遺言により、相続財産の大半を妻Bさんおよび長男Cさんが相続した場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が2億円である場合、二男Dさんの遺留分の金額は5,000万円となります」

【答え】

1)不適切

自筆証書遺言は検認が必要ですが、法務局で保管した場合は検認不要となります。

2)適切

公正証書遺言は、公証人2人の立合いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。

3)不適切

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。
法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属のみ以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。

二男 D さんの法定相続分:1/4 (1/2×1/2)

二男 D さんの遺留分:1/8 (1/4×1/2)

二男 D さんの遺留分額:2 億円×1/8=2,500 万円

したがって正解は、2

《問15》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「妻Bさんが受け取る一時払終身保険の死亡保険金(1,500万円)は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格には算入されません」

2) 「長男Cさんが、二男Dさんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人を長男Cさん、被保険者をAさんとする終身保険に加入し、長男Cさんが負担する保険料相当額の現金をAさんが贈与することも検討事項の1つです」

3) 「特定居住用宅地等(自宅の敷地)と貸付事業用宅地等(賃貸アパートの敷地)について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの宅地等の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます」

【答え】

1)適切

みなし相続財産とは、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

- ・死亡保険金の非課税限度額
500 万円×法定相続人の数

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。
500 万円×3 人=1,500 万円

- ・相続税の課税価格に算入する額
死亡保険金 1,500 万円-非課税限度額 1,500 万円= 0 円

相続税の課税価格に算入する額はゼロとなります。

2)適切

- ・死亡保険金は被相続人の財産ではなく、受取人の固有財産となり相続財産には該当しません。
- ・代償分割は、法定相続分の割合以上の遺産をもらった相続人が他の相続人の法定相続分の割合に対して自己の資産を分ける方法です。

[本問の場合]

A さんを被保険者とし、長男 C さんを保険金受取人とすることで、長男 C さんが受け取る死亡保険金を、二男 D さんに代償分割として分ける財源とすることができます。

3)不適切

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

現預金 : 4,000万円
 自宅（敷地330㎡） : 7,000万円（注）
 自宅（建物） : 1,000万円
 賃貸アパート（敷地300㎡） : 5,000万円（注）
 賃貸アパート（建物） : 3,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地		
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

貸付事業宅地と他の宅地を併用する場合は、特例を適用する敷地面積に応じて調整が必要です。

したがって正解は、3